

岡山県立玉野光南高等学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

いじめに関する現状と課題

平成25年度からいじめ早期発見の目的で、6月と11月に生活実態調査を行っている。一般的に人間関係をうまく構築できないことがいじめを誘発する原因のひとつと考えられるが、本校においても当てはまる事例が増加している。またスマートフォン等の普及によりSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等への書き込みなども生徒間トラブルやいじめを誘発する大きな原因となっていると考えられる。年次・生徒課・教育相談室を中心に対応を行っているが、いじめ未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌や教科とも連携して取り組みを行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応のための、継続した教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ防止対策は、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。また、いじめ早期発見のために、生活実態調査を行い、いじめの疑いがある場合には迅速に指導・支援体制を組み、組織的に対応する。
 - ・SNSの利用状況等を把握し、その結果をもとに校内研修、講演会等を実施し、生徒や保護者への啓発活動や情報モラルの向上を図り、いじめの未然防止に努める。
 - ・生徒が主体的に、いじめの防止についての取り組みを企画立案し実施することで、いじめの未然防止への意識を高める。
- ＜重点となる取組＞
- ・いじめ（SNS等を含む）についての認識を深めるため、いじめの認知力（早期発見）、事案発生時の対応能力（早期対応）の向上のための職員研修を実施する。
 - ・「いじめについて考える週間」に生活実態調査を実施し早期発見に努め、事案があれば対応する。また、人権LHR等でいじめ問題について生徒の主体的な活動を進めるとともに活動内容を全校へ発信し、いじめへの認識を深め、仲間と一緒に解決しようとする意識を育てる。
 - ・生徒のインターネット利用実態状況を踏まえ、各集会や教科情報の授業をはじめとする様々な指導場面で、情報モラルに関する指導を毎年計画的に実施する。

学 校		
保護者・地域との連携	いじめ対策委員会 ＜対策委員会の役割＞ ・学校基本方針に基づく取組や年間指導計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・5月、10月、2月の年3回実施（5月、2月は外部委員も参加） ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議で全教職員への周知。緊急の場合は、職員朝礼等で伝達。 ＜構成メンバー＞ ・校外 必要に応じてスクールカウンセラー、PTA会長、等 ・校内 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務課長、生徒課長、年次主任、教育相談室長、養護教諭、事務部長 全 教 職 員	関係機関等との連携

保護者・地域との連携	＜連携の内容＞ ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題の取組について保護者の理解を得るとともに、保護者懇談会等がいじめ問題について意見交換を行い取組の改善に生かす。 ・インターネット、スマートフォン（SNS、LINE等）上のいじめ問題や正しい使い方について、保護者を対象とした啓発のための生徒課通信や保護者懇談会をとおして、家庭での協力・理解を依頼する。 ・ホームページや学校通信等に、いじめ等の各種相談窓口や教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。 ・八浜青少年育成連絡協議会、玉野市青少年育成センター、中学校、高等学校生徒指導連絡協議会や学校運営協議会等で外部からの情報を共有することで、生徒の校外での生活に関する情報交換を行う。	＜連携機関名＞ ・岡山県教育委員会、各市町村教育委員会 ＜連携の内容＞ ・ネット・パトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣 ＜学校側の窓口＞ ・副校長 ＜連携機関名＞ ・県内各警察署 ＜連携の内容＞ ・定期的な情報交換 ＜学校側の窓口＞ ・生徒課長 ＜連携機関名＞ ・全県下青少年育成センター ・八浜青少年連絡協議会 ＜連携の内容＞ ・定期的な情報交換 ＜学校側の窓口＞ ・副校長、生徒課長
------------	---	---

学 校 が 実 施 す る 取 組

いじめの防止	①	（教員研修） ・いじめや人権に関する教職員研修を実施することで教職員の資質向上を図る。 （人権意識LHR、講演会） ・いじめや人権に関する講演会等を行い、生徒の生命尊重の態度、人権意識及び自己指導能力の育成を図る。 （生徒会活動） ・文化祭でのいじめ撲滅キャンペーンの実施。最大の学校行事を利用し、いじめ防止への意識を高める。 ・生活委員による呼びかけを実施し、生徒自らいじめ防止に対する意識を高めていく。 （情報共有） ・登校時の指導、昼休みの見回りを実施し、身だしなみなどから生徒の変化に気づき早期に対応する。 ・中学校・高等学校生徒指導連絡協議会で情報交換を行う。 ・学年会議等では必ず生徒情報の共有化を図り、日頃から生徒が示す気になる変化や危険なサインを見逃ごすことがないよう日常生活の様子を十分把握する教職員の意識を高めておく。気になる生徒がいる場合は、関係職員が本人へ声をかけを行う。 （情報モラル教育） ・携帯安全教室の実施。外部講師に依頼し、携帯電話・スマートフォンの正しい使用方法を理解させネット上のトラブルを防止する。
	②	（実態把握） ・生活実態調査（6月・11月）、hyper-QU（1年次5月）を行い、いじめや日常生活でのトラブルを早期に発見する。 ・県のネット・パトロールでネット上の問題行動を早期に把握する。 ・面接週間や保護者懇談会等を定期的に行い、生徒や保護者からいじめの通報を受けたり、相談したりする機会を設ける。 ・日頃の学校生活や生徒指導（登下校指導、交通指導）等で生徒が示すささいな変化や危険なサインの発見に努める。 ・STANDBYを導入、いじめ等について相談しやすい体制をつくる。 （情報共有） ・生徒の気になる変化やささいな情報でも、担任、学年・生徒課・部活動顧問・保健室、教育相談等関係機関に連絡し、常に情報交換を行う。 ・学校カウンセラー、教育相談室、保健室からの情報は早急に関連機関へ周知し、情報交換を行う。 （校内の相談機関の活用） ・月1回の学校カウンセラーの相談日を保護者や生徒に継続的に周知し、気軽に相談できる体制を整える。 （校外の相談機関の周知） ・学校外の相談窓口として県青少年総合相談センター、県総合教育センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口について生徒や保護者に周知を行う。
	③	（いじめの発見、相談への対応） ・本人や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合はもちろん、いじめと疑われる行為を発見した場合、早急に関係者が関係生徒や保護者から事実確認を行う。 （組織対応と関係機関の連携） ・いじめ対策委員会を中心として各指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。 ・暴力や金銭を要求するいじめなど犯罪行為として扱われる場合は警察に報告し連携を図る。 （いじめられた生徒と保護者への支援） ・いじめを受けた生徒からの聴取を行うとともに、学校生活を安心して送れるように居場所の確保する。また、家庭訪問を行い、聴取した内容や学校側の今後の対応等について保護者と情報の共有を行う。状況に応じて専門家の協力を得ながら、きめ細かい対応を行う。 （いじめた生徒への指導、保護者への助言） ・いじめた生徒から聴取を行い、その時の気持ちや状況なども聞き、その背景にも目を向けながら自らの行為を振り返らせる指導を行う。背景に学校へのストレスや家庭環境に要因がある場合はいじめの背景にある要因を取り除き心の安定を図る。必要に応じて外部の専門家や機関の協力を得る。いじめの事実が発見された場合は、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、再発防止の措置をとる。また、保護者へ迅速かつ正確に情報を伝え、事実に対して保護者の理解や納得を促し、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに保護者に対して継続的な助言を行う。いじめの解消後も継続的な観察を行い、適宜必要な指導を行う。